

平成 5 年 3 月 23 日 文化庁長官承認  
平成 23 年 4 月 1 日 文化庁長官承認  
平成 23 年 6 月 23 日 理事会変更承認  
平成 23 年 6 月 30 日 文化庁長官届出  
平成 24 年 6 月 19 日 理事会変更承認

## 私的録音補償金分配規程

### (目的)

第1条 この規程は、補償金関係業務の執行に関する規程（以下「業務規程」という。）

第2条に基づき、一般社団法人私的録音補償金管理協会（以下「本会」という。）

が受領した私的録音補償金の権利者に対する分配方法を定めることを目的とする。

### (分配の対象となる権利者の区分)

第2条 私的録音補償金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる権利者に分配する。

#### (1) 著作権者

私的録音に係る著作物に関し、著作権法（以下「法」という。）第21条に規定する権利を有する権利者

#### (2) 実演家

私的録音に係る実演に関し、法第91条に規定する権利を有する権利者

#### (3) レコード製作者

私的録音に係るレコードに関し、法第96条に規定する権利を有する権利者

2 前項各号の権利者への分配は、それぞれの区分に応じ、次の各号に掲げる会員（以下「権利者団体」という。）を通じて行う。

#### (1) 前項第1号の権利者

一般社団法人日本音楽著作権協会

#### (2) 前項第2号の権利者

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

#### (3) 前項第3号の権利者

一般社団法人日本レコード協会

(外国権利者の取り扱い)

第3条 前条第2項各号の権利者団体は、本会から分配を受けた私的録音補償金を各権利者に分配するにあたり、私的録音に係る著作物、実演又はレコードのうち「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」又は「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」により、保護の義務を負う外国のものに係る権利者については、内国権利者と同一の取り扱いをするものとする。

(分配基金)

第4条 権利者団体に分配する私的録音補償金は、本会が受領した私的録音補償金総額から還付引当基金、管理手数料及び共通目的基金を控除した後の額とし、これを分配基金という。

(預金利息の取り扱い)

第5条 本会が受領した私的録音補償金を権利者団体に分配するまでの間に生じた預金利息は、当該私的録音補償金の分配の際、分配基金に繰り入れる。

(分配基金の配分比率)

第6条 分配基金の配分比率は、第2条第1項の権利者の区分に応じ、下表のとおりとする。

区分	配分比率
著作権者	36%
実演家	32%
レコード製作者	32%

(私的録音補償金の区分及び分配期等)

第7条 私的録音補償金の区分、分配期及び分配対象私的録音補償金は、下表のとおりとする。

類別	私的録音補償金の区分	分配期	分配対象私的録音補償金
第1類	製造業者等の団体に加盟する 製造業者等から受領した私的 録音補償金	5月	前年4月から9月までの期間 に出庫された、法施行令第1 条及び同条の2に規定する特 定機器、特定記録媒体（以下 「特定機器、特定記録媒体」と いう。）の価格に上乗せされ た私的録音補償金として当年3 月までに受領したもの
		11月	前年10月から当年3月まで の期間に出庫された特定機器、 特定記録媒体の価格に上乗せ された私的録音補償金として 当年9月までに受領したもの
第2類	その他の製造業者、輸入業者 等から受領した私的録音補償 金	11月	特定機器、特定記録媒体の価 格に上乗せされた私的録音補 償金として当年4月から9月 までの期間に受領したもの
		5月	特定機器、特定記録媒体の価 格に上乗せされた私的録音補 償金として前年10月から当年 3月までの期間に受領したも の

(権利者団体への通知事項)

第8条 本会は、権利者団体に対する私的録音補償金の分配の際 以下の事項を通知する  
ものとする

- (1) 当該分配期における私的録音補償金の総額及び対象期間
- (2) 控除した還付引当基金 管理手数料及び共通目的基金

- (3) 当該分配期の分配基金総額
- (4) 各権利者団体への配分比率
- (5) 各権利者団体への純分配額

(分配に関する細則)

第9条 権利者団体は、関係権利者に適正に分配するため、私的録音補償金の分配に関する細則を定め、本会に提出しなければならない、分配方法を変更した場合も同様とする

2 権利者団体は、前項の分配に関する細則を定めるにあたっては、当該権利者団体に属さない権利者についての分配取り扱いに関する条項を整備しなければならない。

(分配資料)

第10条 本会は、権利者団体に対し、分配資料を作成させることができる。

2 前項の規定に基づき、権利者団体が分配資料を作成したときは、権利者団体は、当該分配資料を本会に提出しなければならない。

(分配結果に関する報告書)

第11条 権利者団体は、各権利者団体の事業年度終了後2か月以内に、私的録音補償金の分配結果について、本会に報告書を提出しなければならない。

(権利者団体への分配の停止)

第12条 権利者団体が権利者に対して行った私的録音補償金の分配に関して、不正がある場合は、本会は、理事会の議決を経て、以後の当該権利者団体への分配を停止することができる。

(実施細則)

第13条 この規程に定めるものほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事会の承認を受けて、細則で定める。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この規程は、「補償金関係業務の執行に関する規程」の実施の日から実施する。
- 2 この規程は、「補償金管理業務の執行に関する規程」の変更を文化庁長官に届け出た日から実施する。